

英米ビジネス法判例研究—Debtor Creditor Law を中心に

大阪芸術大学短期大学部 英米文化学科 教授 原 光代

Debtor creditor law は債権者に極端な負担を強いることなく債務者にフレッシュ・スタートを切らせる意図した法である。E・ウォーレン氏編纂の “The Law of Debtors and Creditors” は、次のニューヨークタイムズの記事（1993年10月14日）を取り上げ、社会秩序を保つには借金の返済だけではなく借金の再調整も必要として debtor-creditor law の意義を述べた。「食道癌で亡くなった父親の死体を一旦引き受けた葬儀場が、3日後になってその屍を息子の家の玄関先に放り込んだ。要求された火葬費のうち息子が支払えたのは約半分であったことが理由とされる。火葬代の残金が払えないために父親の死体を突っ返された息子は、葬儀場の暴挙だとした。警察は本件の刑事告発を受理するかどうか決めかねている。」

2017年のCapital One 対 Corrigan 事件はニューヨーク州法により裁かれた判例である。本件で原告は有限責任会社の社長等を詐害的譲渡で訴えた。原告によれば、被告2名は2年間に大金や株式を約因なしに妻や関連会社に譲渡するなどして債権者（原告）への返済資源を意図的に縮小した。NY最高裁は、被告の行為を①事実上の詐害行為と②見做し行為に分け、事実上の行為に係る訴えに関しては、「両被告がどの資産を詐欺的に譲渡したのか、受取人は誰であったのか、時期はいつであったのかが特定できていない」として退けたが、見做し行為については、訴えを認めた。見做し行為には譲渡先や時期の特定化が不要なためである。裁判所は「被告側の債権者を欺く事実上の意図を原告が証明することは非常に困難」と前置きし、①詐害行為者と資産譲渡先との親密な関係、②通常の商行為の範疇から外れる譲渡行為の存在、③約因の不十分性、④債権者の訴えと返済不能についての債務者の予知、⑤第三者への資産譲渡後に譲渡者本人が設定する当該資産への留置権などを、被告債務者の詐害意図として原告側がその証明に用いることは可能と述べ、「被告から妻への譲渡には約因がなく、通常の商行為とも言えず、被告は保証人である自己の責任を熟知していた」とする原告の訴えは妥当であると認めた。

債権者が債務者の返済不能に備え予め債務者所有の財産に担保を設定させ、その担保権者となる（Attachment）ことで万一の場合に債権を回収できるが、他の債権者に対抗するには不十分である。債務者が一人だけに借金しているとは限らず、同じ財産に複数の担保権を設定しているかもしれないから、債権者は速やかに perfection(完全化) しておく必要がある。米国では州に融資報告書を提出し登録しておく方法が一般的である。

Diabetes America 事件の争点は、担保権の完全化手続きに係る法解釈である。債務者 Diabetes (D) が2010年連邦破産法に基づき破産更生手続を裁判所に申請したところ、債権者 Basile (B) は16万ドルに及ぶ自己の完全担保権を主張した。Bによれば、Dから約束手形を受け取るとともに両者間で金銭消費貸借契約を結び、同貸付けと引き換えに債務者のほぼ全資産に及ぶ担保権を取得、自己の担保権を完全化するため、テキサス州のみに融資報告書を提出した。

テキサス州 UCC 第9編 301条は「本編に異なる定めのない限り、債務者がある管轄地に居住営業していれば、担保権の完全化、完全化の効果、非完全化及び担保物件にかかる担保権の優先順位に関しては、その管轄地の法がこれを治める」と定め、同307条は「その州の法に基づき登録された団体は、その州で居住営業している」と明示している。Dがデラウェアで設立された団体であることに関する争いはない。しかしBは、同307条が債務者の居住地を実際に規定するとし、同条が本編に異なる定めのない限りと明示している部分をもって、テキサス州法が完全化の準拠法であると主張した。裁判官は彼の主張を認めず、テキサス州法は金消契約に関しては準拠法であるが、本件完全化に関してはテキサス州法自体がデラウェア州法を準拠法としていると結論した。すなわち、担保権の完全化のためにはデラウェア州務長官に融資報告書を提出しなければならない。Bが主張したテキサス州法の例外規定は、ある地域に動産や担保となる商品等が存在していれば、その地域の法が完全化の効果、非完全化、もしくは非占有担保権に係る準拠法となるとする。裁判官は、同規定は「完全化の効果、非完全化または非占有担保権」に関する準拠法を規定しているに過ぎず、「完全化」のための準拠法に言及しているわけではないから「連邦破産法に基づき、債務者が更生を申請した時点で、信託が債務者の全財産に係る先取特権を有する」と判決した。

これにより、Bは優先順位の高い有担保債権者ではなく、無担保債権者となった。Bは、債務者にはその財産にBの担保権を設定する意志があった上、Bがテキサス州に融資報告書を提出したことも知っていたとして、禁反言に基づく自己の担保権の救済を求めるが、連邦破産法 § 544(a)(1) はこうした反論を認めていない。そこで裁判所は、万一本件に禁反言が適用されたとしても、金消契約はテキサス州法を凌駕しない、と結論した。